

<研究紹介>
公衆衛生倫理学という探究：
実践的思索とディストピア的想像力の重なりの上に
A Brief Introduction to Public health Ethics
-Practical Consideration and Dystopian imagination-

玉手慎太郎*

Shintaro Tamate

「・・・そんなことをしたら [=私を撃ったら]、世界はまた、もとの混迷の闇へと逆戻りだ。私の言っていることは真実だよ。」

「そうなのかもしれません。でも、僕たちは、そうならない道を選ぶこともできるんだ。それが許される世界なら。」

「だが誰も選ばない。人は忘れる。そして繰り返す。こんなことはもう二度としないと、こんな世界にしないと、いったい誰が言えるんだね。・・・」

——TV アニメ『機動戦士ガンダム SEED DESTINY』最終話「選ばれた未来」より[†]

I. はじめに

本稿は、筆者がこれまで取り組んできた「公衆衛生倫理学」という研究領域についての、ささやかな紹介文である。以下、はじめに公衆衛生倫理学がいかなる学問であるのかを概説する。つづいて、公衆衛生倫理学が現実の公衆衛生の取り組みにかかわる実践的な思索であると同時に、ディストピア社会の可能性について考える想像的な営みでもあることを論じる。

II. 倫理学について

公衆衛生倫理学は、倫理学の知見を現実の社会問題に応用する「応用倫理学」の一分野であり、その名の通り「公衆衛生」に関するさまざまな営みについて、倫理的な観点から検討するものである。

そもそも倫理学とは何か。この問いそれ自体が極めて困難な、そして歴史的深みをもつものであるが、筆者の考える限りでは（また「現代」倫理学という限定つきで言えば）、倫理学とは端的に「規範的な判断について考える」学問である。そしてここでいう規範的な判断とは、「～すべき」という判断の中でも特に、「人間を相手にしたときになされなければならないこと」につ

* 学習院大学法学部政治学科

[†] より正確には、HD リマスター版のエピソード 50 の中盤の会話から。[] 内は引用者による会話状況の補足。第 1 と第 3 のセリフは、人々の人生プランをあらかじめ決定する管理社会によって世界平和を実現しようとするデュランダル議長のもの、第 2 のセリフは物語の主役の一人であり議長の計画に抵抗するキラ・ヤマトのものである。

いての判断を意味する。たとえば、救うことのできる人命は救うべきである、といったような判断がここで言うところの規範的判断である（それゆえ、同じく「～すべき」という言葉の形を取っていても、目的達成のための合理的判断——たとえば、締切を守るためには早めに執筆にとりかかるべきである、といったような判断——とは区別される）。重要な点は、このような意味での規範的判断を取り扱う以上、倫理学は常に「人間とは何か」という問いと切り離せない、ということである。

このような規範的判断を現実社会の具体的な問題に応用し、人間性を尊重する道を探るのが、「応用倫理学」の取り組みである。具体的には、安楽死は認められるべきなのか、環境問題に対して個人はなにをなすべきなのか、貧困にある人びとをどこまで援助すべきなのか、といった問いが応用倫理学のトピックとなる（これらの問いはすべて「他者に対する態度」に関わっていることに注意してほしい）。そして、このような応用の一環として、公衆衛生の営みをめぐる規範的判断を論じるのが「公衆衛生倫理学」である。

Ⅲ. 公衆衛生について

ではここで対象となっている公衆衛生とは何か。公衆衛生とは、市民の健康を守る様々な営みのことを指す。健康を守るといっても医療と同じものではない。公衆衛生の特徴は、市民全体を対象として、日常生活における健康の維持を目指す点にある（これに対して医療は個人を対象として、怪我や疾病が生じたのちに、事後的に介入する）。

公衆衛生の取り組みは大きく「感染症対策」と「健康増進（ヘルスプロモーション）」にわけられる。感染症対策とは、感染症の予防および感染拡大防止を目指す一連の対策のことであり、手洗いやアルコール消毒の推進、都市の衛生環境の改善、ワクチンの開発と接種、（パンデミック時における）隔離などの形をとる。対して健康増進は、非感染性の疾患（≡生活習慣病）の予防や早期発見をめざす一連の対策のことであり、健康診断、食生活指導、食品衛生管理、ラジオ体操などに具体化される。ここに挙げた例にみられるように、公衆衛生のもろもろの活動は私たちの日常生活に広く浸透し、人々の健康を守ることに大きく貢献している。

Ⅳ. 公衆衛生の倫理的側面について

さて、人々の健康を守ることに大きく貢献しているならば、公衆衛生はそれ自体としてすでに倫理的に望ましいように思われる。というのも、人々の健康を守るべきだ、という判断は規範的判断である（それも強い説得力をもつ規範的判断である——人びとが病気になったり命を落としたりすることは可能な限り避ける「べき」だと誰もが考えるだろう）、この判断に従ってなされる行為は倫理的に望ましいからである。だとすると、なぜ公衆衛生に倫理学な検討が必要なのだろうか。

その理由は、公衆衛生が人々の生活への介入を含むから、言い換えれば人々の自由を制約するからである。一例として、タバコ規制について考えてみるとよくわかる。喫煙による自己の健康の阻害、および副流煙による他者の健康の阻害を避けるためのタバコの規制は、公衆衛生の取り

組みのひとつである。しかしながら、人々には喫煙する自由がある。健康のためだからといって、そのような自由を、つまりは自分の人生を自ら決めて生きるという自由を制約してよいのだろうか。強固なタバコ規制は、私たちの自律的な選択を否定する、自由の抑圧という側面を持っている。

喫煙がすっかり一般的なものではなくなった現代では、タバコくらい禁止されても大したことではない、と思う読者も多いかもしれない。しかし、同様の構造は他の事例にも当てはまることを見落としてはならない。もし健康のためであれば個人の自由を制約してかまわないとなれば、お酒も、糖分過多のジュースも、塩分過多のラーメンも禁止されることになりかねない。また摂取物を離れば、登山や海水浴、さらに多くのスポーツは健康の観点から禁止される理由がある。こういった自由の抑圧の可能性を真剣に考慮するならば、私たちは公衆衛生の取り組みについて、個人の自律を不当に侵害するものとならないように注意する必要がある。

実のところ、公衆衛生における自由の抑圧の問題は、近年ひろく認識されるようになったといえる。その画期は、先の新型コロナウイルスのパンデミックであった。私たちは新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、自由に移動すること、お店を開くこと、また学校に行ったり部活動をしたりすることなど、さまざまな活動において制約を受けた。このような制約について、生命を守るためだから仕方ないと受け入れる態度も見られたが、誰もが納得できていたわけではないだろう。

このような政策をめぐる議論は、下手をすると感情的な衝突になりかねない（死者が増えてもいいというのか！）。ここで倫理的な検討の出番となる。果たして個々の制約は倫理的に正当なものだったのか、倫理的な観点から精査することで、私たちは介入の是非を論理的に分析することができるようになる。筆者自身、新型コロナウイルスのパンデミックについて倫理的な分析を行い、感染症対策についてそもそも自由と生命を対立させることが適切なのか[‡]、またロックダウンの是非について管理と無秩序を対立させることが適切なのか[§]、といった根源的な検討を行ってきた。

以上のように公衆衛生倫理学は、現実の公衆衛生の取り組みが人々の自律を不当に侵害するものとならないよう慎重な配慮のもとに検討する、非常に実践的な思索である。

V. ディストピアについて

念のため強調しておけば、個人の自律が絶対不可侵だという話ではない。公衆衛生倫理学は公衆衛生の取り組みを否定しない。それは人々の健康を守る点で有意義なものであり、そして人々の健康を守ることはひとまず倫理的に正しいことである。それは間違いない。

[‡] 玉手慎太郎. 2022. 「新型コロナウイルス感染拡大の防止と「自由」は対立するのか? : ケイパビリティ・アプローチを用いて考える」『学習院大学 法学会雑誌』57(2): 123-143.

[§] 玉手慎太郎. 2024. 「児玉聡（著）『COVID-19の倫理学：パンデミック以後の公衆衛生』法と哲学 10: 273-291.（書評論文）

とはいえ、個人の自律を無視して良いというわけではない、ということもまた倫理的に広く受け入れられた主張である。それゆえ公衆衛生の取り組みは、倫理的に妥当な範囲で——すなわち、人間を相手にしたときになされなければならないことがきちんとなされる形で——なされなければならない。

ここで求められるのは、極めて困難なバランスの探究である。個人の自律を尊重し過ぎれば、健康が損なわれ、私たちは思うように人生を生きることができなくなる。他方で個人の自律を抑圧し過ぎれば、自己選択の機会が失われ、やはり私たちは思うように人生を生きることができなくなる。いずれの悲劇も回避するためにこそ、公衆衛生倫理学が必要となる。

この「困難なバランス」についてさらに話を進めよう。高度に発展した現代社会のひとつの難問は、「人間を大事にしないがゆえに人々の自律を否定する」社会、典型的には中世の絶対王政や近代の独裁国家がイメージされる場所の社会と、「人間を大事にするがゆえに人々の自律を守る」社会、つまりは成功した平和な民主主義的法治社会との、二択ではないということである。すなわち、「人間を大事にするがゆえに人々の自律を否定する社会」がありうるのだ。幸福と安定のためにこそ人々の自由を認めない社会、このひとつのディストピアのイメージは、すべての人々の健康を効率的に保持・促進しようと考えた時、決して荒唐無稽なものではない。それどころか、むしろすぐ手の届くところにある理想になる。この理想について私たちはどう向き合っていけばいいのか。

この点で公衆衛生倫理学は、先述のように実践性の高い学問であるばかりでなく、現代社会のディストピア化の可能性についても問う、想像力豊かな学問でもあると言える。

VI. おわりに

公衆衛生倫理学が研究領域として確立されたのはそれほど昔のことではない。特に日本で広く言及されるようになったのは21世紀に入ってからである。現時点でも国内で専門的に取り組んでいる研究者は、筆者も含めて極めて少数にとどまっている。ぜひ多くの研究者、特に若手の研究者の方に関心を持ってもらえればと願っている。少しでも興味をもたれた方には、入門的な一冊として拙著『公衆衛生の倫理学』を手にとっていただければ幸いである**。

** 玉手慎太郎. 2022. 『公衆衛生の倫理学：国家は健康にどこまで介入すべきか』 筑摩選書。またこの本の議論を拡張するものとして、以下の文献も併せて参照していただければ幸いである。玉手慎太郎. 2024. 「公衆衛生の倫理：健康、社会、そして自由を守るために」 美馬達哉（責任編集）『社会防衛と自由の哲学（未来世界を哲学する 第8巻）』 丸善出版: 46-92.